

令和4年度薬学実務実習の実施状況を踏まえた課題への対応について(案)
(令和5年度入学生までの実務実習)

令和4年12月〇日
薬学実務実習に関する連絡会議

令和4年度「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業」において、現在の実務実習の課題が整理されました。令和9年度までの実務実習を行う際には、現行の「薬学実務実習に関するガイドライン」に基づく実習の実行をお願いするとともに、以下の対応を取り入れた実習を行っていただくようお願いいたします。

なお、実務実習を行うに当たっては、大学と実習施設は、実習前後及び実習中を通して、情報の交換をより一層密にさせていただき、実習施設の状況を共有し、その時々における最適な方法を確認するなど、連携して実習を進めていただくことが求められます。

1. ハラスメント等の対応について

【課題】

- ・指導薬剤師の教育者としての質を評価する体制と仕組みを構築するよう求めるべきではないか。
- ・ハラスメントの防止について記載が必要であり、定期的な研修を実施すべきではないか。
- ・コンプライアンスの遵守、ハラスメントのない安心・安全な実習について項目・文章を独立して記載する必要があるのではないか。

【対応案】

- ・薬学教育協議会病院・薬局実務実習中央調整機構委員会(以下「中央調整機構委員会」という。)は、病院・薬局実務実習地区調整機構(以下「地区調整機構」という。)からハラスメントに関する報告があった場合には、その対応についても合わせて報告を求めることとし、今後の取組に活用すべき。
- ・学生実習を依頼している病院及び薬局の責任者、実習担当者及び学生本人に大学の連絡担当部署、責任者とその補佐役の氏名及び連絡方法をあらかじめ呈示しておくべき。
- ・薬学教育協議会は、公表されているハラスメント防止や個人情報の取扱いに係る資料を改めて周知するとともに、関係団体と連携しハラスメント防止に関する研修を実施することを検討すべき。

2. 薬学教育協議会における実務実習の検討について

【課題】

- ・実習の枠組みに原則を設けるものの、各大学の教育理念に基づき特色を生かして質の高い実務実習が実施できるように自由度を持たせ、地区の合意があれば変更してもよいと明記すべきではないか。
- ・大学が個別に期間等を検討して実習できるとされているが、今後もこれを記載するのであれば、実施状況や成果などについて情報収集が必要ではないか。
- ・実習の順番について、薬局→病院、病院→薬局、薬局→病院→薬局などの選択肢があってもよいのではないか。
- ・ガイドラインを定期的に見直すスキームを明示すべきではないか。

【対応案】

- ・実習の枠組みや実施期間について、地区調整機構が各地域の状況に合わせて協議を行い、ガイドラインに記載された原則を遵守した上で、より効果的な実習方法、枠組みについて提案があれば、検討し、地区内で合意を得られた場合は、中央調整機構委員会での協議を経て対応することを明確化すべき。
- ・令和5年度からは、薬学教育協議会において関係機関の協力の下、薬剤師を取り巻く環境が大きく変貌するなかで社会のニーズに応じたガイドラインの見直し等に係る議論を行いその検討状況を新薬剤師養成問題懇談会に報告する。